

犬に関するトラブルや飼い方に関する相談・問

大曲保健所 ☎0187-63-3403

役場(千畑庁舎)住民生活課 環境班

☎84-1111(内線2143)

◆建築物防災週間が実施されます

建築物防災週間は、3月1日(火)から7日(月)までです。

県では期間中、建築物の防災について県民の皆さんにもっと知っていただくため、次の取り組みを行います。

- ①県内の各地域振興局建設部建築課内及び県建築住宅センター内に、木造家屋の耐震診断・改修に関する無料相談窓口を設置します。
- ②不特定多数の人が利用する建築物を中心に防災査察を行い、維持管理が不適正な建築物や防災対策の不備な建築物に対して防災指導等を行います。

問県建設交通部 建築住宅課 ☎018-860-2565

◆お出かけ前に「秋田冬みち情報」サイトで路面状況を確認

国・県・JHでは、県内の主要幹線道路の道路情報が確認できるサイト「秋田冬みち情報」を開設しています。ホームページや携帯電話で、道路の画像情報、路面温度、気象情報などを確認できます。

＜ホームページアドレス＞

<http://akita-road.thr.mlit.go.jp/fuyumichi/>

なお、携帯電話からアクセスする場合は、iモードは「i」、ボーダフォンは「v」、EZwebは「ez」をホームページアドレスの最後に追加してください。

また、バーコードリーダー付きの携帯電話ならQRコードから直接リンクできます。

問秋田県幹線道路協議会 事務局

代表 秋田河川国道事務所・調査第二課

☎018-864-2289

湯沢河川国道事務所・調査第二課

☎0183-73-3174



▲ライブカメラ情報



催し

◆健康づくり講演会を開きます

町では、健康づくり講演会を次のとおり開きます。

入場は無料ですので、お気軽にご来場ください。

日時●3月14日(月) 午前10時～午前11時30分

会場●六郷保健センター

テーマ●元気の源は身体づくりから

講師●中京大学体育学部 助教授 高梨 泰彦さん

対象●一般住民

問役場(千畑庁舎)福祉保健課 健康対策班

☎84-1111(内線2173)

◆美郷町仙南地区の卓球大会を開きます

旧仙南村卓球クラブでは、美郷町仙南地区の卓球大会を次のとおり開きます。

日時●3月20日(日) 午前9時～

会場●仙南中学校体育館

対象●美郷町仙南地区にお住まいの方

部門●小学生、中学生、一般、ラージボール

その他●当日も参加を受け付けます

申込・問中村 立夫 ☎82-1521



相談

◆無料の「法律相談」を受け付けます

日時●3月16日(水) 午後1時30分～午後3時30分

会場●六郷老人福祉センター「清水苑」

相談員●佐々木 優 弁護士(大曲市)

その他●相談は無料ですが予約が必要です。

相談を希望する方は電話でお申し込みください。

問町社会福祉協議会 六郷福祉センター ☎84-0378

◆無料の「ふれあい相談」を行います

○こころの相談(予約制・2人まで)

日時●3月16日(水) 午後1時～午後2時

会場●仙南交流センター2階 会議室

内容●アルコール問題、痴ほう問題、人間関係など心の問題について

相談員●医師

問町社会福祉協議会 仙南福祉センター ☎83-2122

○住宅改善相談(予約制・5人まで)

日時●3月23日(水) 午後1時30分～午後4時

会場●町社会福祉協議会仙南福祉センター内 相談室

内容●高齢者・身障者のための段差解消や手すりなどの住宅改修について

相談員●建築士

問町社会福祉協議会 仙南福祉センター ☎83-2122



お知らせ

◆農業用軽油の軽油引取税免税証交付について

先に申請された平成17年分農業用軽油の軽油引取税免税証を、次のとおり交付します。

また、これから軽油引取税免税証の交付申請をされる方は、必要な書類を準備の上、県仙北地域振興局県税課で手続きしてください。

○免税証の交付

日 時●3月16日(水) 午後1時～午後4時

会 場●役場仙南庁舎3階 会議室

持参するもの●印鑑、交付申請した時の説明書

○これから申請される方へ

軽油引取税免税証の申請には次のものが必要です。

- ①免税軽油使用者証(初めて申請する方は不要)
- ②印鑑(共同で申請する方は全員分のものが必要)
- ③耕作証明書(共同で申請する方は全員分のものが必要)
※町農業委員会(役場仙南庁舎2階)で交付します

- ④平成16年中に購入した免税軽油の納品書
(初めて申請する方は不要)

- ⑤平成16年中の免税軽油の引取等に係る報告書(平成16年の免税証と一緒にお渡ししています。なお、初めて申請する方は不要)

- ⑥免税軽油使用者証の交付手数料(県証紙400円。ただし、使用者証の有効期限が平成18年中になっている方で、記載内容に変更のない方は不要)

- ⑦農業用機械の購入証明書(初めて申請する方、農業用機械の更新や追加などをする方は必ず用意してください。)
※申請受付日に都合のつかなかった方は、必要な書類をご準備の上、県仙北地域振興局県税課の窓口までおいでください。

☎県仙北地域振興局総務企画部 県税課
☎0187-63-5222

◆自動車登録の手続きは年度末を待たずにお早めに

運輸支局の自動車検査・登録窓口は、年度末になると毎年たいへん混み合います。

自動車の名義変更や抹消等の登録手続きをご予定の方は、比較的混雑の少ない3月上旬までに手続きされるよ

う、ご協力をお願いします。

☎東北運輸局秋田運輸支局 登録部門
☎018-863-5811

◆架空の債権請求にご注意ください

悪質業者が「法務省認可特殊法人または法務局認可特殊法人」等の名前や類似の名前をかたって、架空の債権を請求するケースについて、数多くの相談が法務局や消費生活センター、警察などに寄せられています。

このような請求を受けた場合は、次のように対処しましょう。また、心配なことがありましたら、最寄りの法務局にご相談ください。

- ①身に覚えのないものは支払う必要がありません。請求には応じないようにしましょう。
- ②業者からの通知には一切連絡しないようにしましょう。ただし、裁判所からの通知である場合は裁判所に確認してください。
- ③架空の請求は犯罪の可能性があります。最寄りの警察にも相談してください。
- ④法務大臣の許可した債権回収会社が、出会い系サイト、アダルトサイト、ツーショットダイヤルの利用料を請求することはありません。
- ⑤法務大臣が許可した債権回収会社が、個人名義の口座を回収金の振込先とすることはなく、携帯メールでいきなり請求することはありません。
- ⑥法務省・法務局が債権回収を業者に依頼することはありません。

☎秋田地方法務局大曲支局 ☎0187-63-2100

◆愛犬家の皆さんへ

寒さや積雪のため、飼い犬との散歩がおっくうになるこの時期は、例年「朝夕の犬の放し飼いが非常に多く困っている」といった苦情が寄せられます。

お互い住みよい生活環境をつくるため、飼い犬の飼養管理には十分な心くばりをされるとともに、ご家族全員で次のことに留意し、徹底してください。

- ①まわりに迷惑や危害を及ぼさない心くばりとしつけをしましょう
- ②散歩中の犬のフンは、飼い主が責任をもって始末しましょう
- ③毎日運動させましょう
散歩の時は丈夫は引き綱や鎖でつなぎましょう。
- ④捨て犬はやめましょう
愛護動物をみだりに遺棄した場合、30万円以下の罰金等の罰則を受けることがあります。
- ⑤見知らぬ放浪犬を見かけたら連絡を
放浪犬や飼い主不明の犬を見かけた場合は、からかったり、無責任に食べ物を与えたりしないで、大曲保健所に連絡してください。